



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フェリックス・カウフマンの「経済法則論」とその吟味:後期オーストリア学派の方法論的基礎についての一考察
Author(s)	是永, 純弘
Citation	北海道大學 經濟學研究, 10, 33-63
Issue Date	1956
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31024
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_P33-63.pdf



フェリックス・カウフマンの「經濟法則論」とその吟味

——後期オーストリア学派の方法論的基礎についての一考察——

是 永 純 弘

一、序 説

二、カウフマンの經濟法則論

三、吟 味

四、む す び

一、序 説

本稿の課題はフェリックス・カウフマンがその著「Methodology of the Social Sciences」(1944)⁽¹⁾で展開した「經濟法則論」の内容を、經濟法則とは何か、又その真理性の基準は何か、という二点からあきらかにし、これに対する吟味として若干の私見を加えるにある。

この課題に答えるために、われわれはまづこの序説で、以下カウフマンとその学説についての予備的な考察を行い、

次に第二節で、彼の見解を出来るだけ詳細に紹介し、第三節でこれを吟味し、最後に第四節で全体の結果を要約しさらに今後の問題点を指摘しよう。

※ ※ ※

本論に入るに先立ち、カウフマンとその学説ならびに本稿でとりあげた書物について、若干の予備的な概観を与えておくことが便利であろう。

先づF・カウフマンはL・ミーゼス以後の後期オーストリア学派にあつて、著名な景氣理論家G・ハーバラーと共に「限界効用概念を現象認識の手段と解する」立場から従来の限界効用理論の新しい展開を企てるものとされ、ハーバラーがその著「指数の意味」で自己の理論の方法論的基礎の一つとみなした方法論家である。⁽²⁾方法論家としてのカウマンの研究はJ・シュムペーターによれば「方法論に関心あるものに推奨したいすぐれた成果」であり、A・アモンによれば「カウフマンは論理学に習熟した思想家」である。⁽⁴⁾そればかりでなく論理学者としての彼は、最近の論理実証主義における有力な論客として、その論文「検証、意味および真理」や、われわれがとりあげたこの書物によつて、一部の論理学者からも注目されている。⁽³⁾

ところで彼の学説の主要な特徴はおおむね以下の点にあるといえよう。すなわち、一九二二年「論理学と法律学」⁽⁵⁾を発表して以来一九三六年の「Methodenlehre der Sozialwissenschaften」⁽⁶⁾に至る迄のカウフマンの主要な研究を一貫する基本的な課題は、経験科学としての社会科学の方法論を確立するにあつた。この課題を果すために彼は一方で、E・フツセル流の現象論の本質論にもとづく経験分析によつて、独自の「経験主義」を基礎づけ、経験科学一般の方法論（論理分析）を展開するという「経験科学の方法分析」を行い、他方ではその結果を自然科学、とくに社会

科学の研究方法に適用し、社会学における「経験主義」をM・ウェーバー流の「理解社会学の方法」のうちに見出し、社会科学の方法分析を行う。経験科学の一つでありしかも社会科学の一つとされる経済学は、カウフマンによればこの二段階にわたる「方法分析」の結果が適用される分野である。

本稿がとりあげる「Methodology」もまた「認識論上の一般的な問題に由来する科学方法論上の諸対立を解消することを目的とする」限りでは、以上のような「経験主義的な科学分析」の範囲を超えるものではないが、従来の諸研究とくに上掲の一九三六年の「Methodenlehre」と対比して最もいちぢるしいと思われる特徴は、本書「Methodology」では、「経験科学の方法分析」の基礎に、J・デューイの論理学にもとづく経験科学一般の研究過程の論理分析がおかれているという点にある。

ところでカウフマンはその「経済法則論」をこの書の結論的部分に相当する第十六章「経済理論の基本原理」において展開しているが、内容的には、それは彼がこの書を通じて展開した「経験主義的科学分析」の結果を経済理論に適用したものに他ならない。

それ故、この「経済法則論」をかえりみることによつて、われわれがまず識りうるのはカウフマンの「経験主義的な科学分析」の主要な特質であり、それを媒介にする限りでのオーストリア学派の最近の方法論的傾向の一端である。

しかしながらこの「経済法則論」を通じてあきらかにされうるのはこれに止まらない。前述のようなカウフマンに独自の「経験主義」が、「経験科学の方法分析」の過程でとくに對比されるのは最近のアメリカ哲学を支配する一派としての「論理的実証主義」の科学分析であり、又「経済学における数学的方法の意義」にかんして對比されるのはいわゆる「純粹数学的経済学」の立場である。そしてこの「経験主義」は「社会科学の方法分析」の過程で「社会科学における理解的方法の意義」をあきらかにする。

二、カウフマンの経済法則論

(一) 経験科学一般の法則としての経済法則
カウフマンによれば経済学は経験科学であつて、経済法則は経験科学一般の法則に共通な性格によつて先づ規定される。

彼はいう「特定の科学が取扱う事実と、この科学の法則は是認される限りでの命題である」と。つまり「法則」は形式において「事実」と全く同様に「命題」としてとらえられる。そこで彼はまず「命題」の形式からみて経験科学の「法則」と「事実」とを区別する。すなわち「法則」は「全称命題」であり、「事実」は「単称命題」である。

次にカウフマンは「命題」としての「法則」を、その内容からみて、純粋数学や純粋論理学の諸「法則」である「分析的命題」と、経験科学の「法則」である「総合的命題」とに区別する。

最後に彼は経験科学の「法則」をその妥当性からみて「総合的全称命題」と「科学命題の経験的な操作規則」とに区別し、前者を「経験的法則」、後者を「理論的法則」とよぶ。

「命題」一般からはじめて「経験的法則」と「理論的法則」に至るまでの、カウフマンによる経験科学の「法則」の特徴づけを以下説明しよう。

まづカウフマンは、科学のとりあつかう事実やその法則は「命題」であるとすることがこれには次のような意義がある。すなわち、「感覚による経験を記述するにあたり、我々はこれを一般に言語で表わさねばならないが、そのためにはこの言語の意味が前もつて与えられていなければならない。」例えば「これは青い」という記述が可能なためには、この「青い」という言語の「意味」(「青い」ということ)が前提になつていなければならない。この「意味」そのもの

のはあらゆる「経験」に先行するものであつて、これを「経験」によつて規定することはできない。そこでカウフマンは「命題」の形式を論理的に分析したり、「命題」の内容を経験的に分析したりする以前に、「命題」の「意味」を分析する段階としての「意味分析」の領域が存在するといふ。こうして彼は「要素的な意味はいかに与えられるか？」という問題に対する答をフッセルの現象学に求め、この問題は「経験科学の問題でも、厳密な意味での論理分析のそれでもない」とし、「空間」、「時間」、及び「質」を要素的意味として与える。その結果、例えば「一定の時、所にある青いものが、同時に同じ所で赤くもある」という命題は、「意味分析」によつて「不可能」(無意味な)命題として棄却される。ただし「青い」という「質」は「青」以外の質、したがつて「赤い」とは両立しないからである。このようにして、カウフマンによれば、経験科学の「事実」や「法則」は、何よりも先づこのような「意味分析」によつて保証された、「可能」(有意味)な命題でなければならぬ。

ではこの「事実」と「法則」とのちがいはどこにあるか？ カウフマンはデューイに従い、「事実」が「単称命題」(singular proposition)であるのに対し、「法則」は「全称命題」(universal proposition)であるといふ。デューイによるとこのちがいは次のようである。『ソクラテスは人間である』という命題は『すべてのアテナ人はギリシャ人である』という命題と論理形式の上でことなつてゐる。前者を保証するのに論証にかかわることを許さねばならないものは一個人であるが、後者の論証にかかわりうるものは、この命題の性質から、一個人に止まらない。後者が一般性をもつのは正にこのことによつてである。『ここにいう前者が「単称命題」としての「事実」である。一方、「全称命題」とはデューイによれば、「単に行為又は操作のある仕方

を定式化したものではなく、「行為の型」を「実在的基礎」とするやうな命題であり、さらに「モシ……ナラバ……」の形式で、操作の型の可能性をあらわす⁽⁹⁾命題である。つまりカウフマンのいう「事実」とはその論証に一個の(現実態における)、行為を要する「単称命題」であり、「法則」

とは「実在的」に、一般的な行為のいろいろな仕方の可能性をあらわすような論理形式としての「全称命題」である。このようにカウフマンのいわゆる経験科学の「法則」とは「操作の型の可能性」をあらわす「全称命題」であるが、単に「操作の型の可能性」をあらわすにすぎない命題には、デューイによると「アル平面図形ノ三ツノ内角ノ和ガ二直角ニ等シイナラバ、コノ平面図形ハ三角形デアル」(或は「スベテノ三角形ノ内角ノ和ハ二直角ニ等シイ」)という命題も含まれる。そこでカウフマンは「全称命題」を「総合的」と「分析的」の両種に区分する。すなわち「総合的命題とは——肯定、否定共に——可能性の範囲を限定する、いいかえると一つの規定として他の規定を排除する」ような命題である。これに対して「分析的命題」とはこのような「可能性」限定を行わないような命題、すなわちデューイが例示した上記の命題、いいかえると主語の中に述語の全内容が含まれているような命題である。

例えば今かりに「魚トハ $q_1, q_2, \dots, q_n$ ナル特性ヲモツ動物ナリ」と「定義」し、かつ $q_1, q_2, \dots, q_n$ に視覚を有するということは含まれているが、鰓をもつということは含まれていないとしよう。此の場合「スベテノ魚ハ視覚ヲモツ」という命題と、「スベテノ魚ハ鰓デ呼吸スル」という命題とは共に全称命題であるが、第一の命題は「分析的」であり、他方、第二の命題は「総合的」である。何故なら、「定義」によつて第一の命題は単なる言い換えにすぎないが第二の命題は一つの規定として可能性を限定しているからである。

このように「命題」を「分析的」と「総合的」の兩種に區別したカウフマンは、純粹数学や純粹論理学の全命題は「分析的」であり、又応用数学と経験科学の全命題、したがつて経験科学の「法則」は「総合的」であるという。故に前記のデューイの三角形についての命題は「分析的の全称命題」である。これに対して経験科学の「法則」は「総合的の全称命題」であるということになる。⁽¹³⁾

「分析的」という規定はライベンバッハのいわゆる「自己説明的で内容が空」なることと同義であり、「分析的」の命題

は事実内容をもたないから、経験的検査を必要としない⁽¹⁾ということの意味する。この意味でカウフマンは「数学の命題は現実と関係をもつ限り精密ではなく、精密である限り現実とは無関係である⁽¹⁾」との見解を是認する。

ところが他方、「綜合的全称命題」である経験科学の「法則」の真偽は「経験的に検査されねばならない」。この「経験的検査」とは「綜合的命題を是認された命題群と是認されない命題群との、互に両立不能 (incompatible) な二群に分類、配置する経験的な操作」のことである。そこで、この「検査」の過程で経験科学の「法則」は、本来の「綜合的全称命題」としての「法則」と、この「検査」手続の規則としての「法則」とが区別される。カウフマンは前者すなわち本来の「綜合的全称命題」を「経験的法則」(empirical law)と、又後者すなわち「検査」手続の規則を「理論的法則」(theoretical law)と呼ぶ。この「理論的法則」はカウフマンのいわゆる「(命題の)経験的(科学的)操作の規則」(rules of empirical (scientific) procedure) 或は単に「操作規則」(procedural rules)である。以下この二つの「法則」すなわちカウフマンのいう「経験的法則」と「理論的法則」の異同をあきらかにしよう。

カウフマンによると本来の「綜合的全称命題」は、それを反証する命題(他の綜合的全称命題、单称命題、觀察結果の記録、プロトコル命題 (protocol proposition) のいずれか一つ、又はこれらの組合せであつてもよい)が検証されるや否や破棄されねばならないような命題のことである。ここで「反証」とは一定の「理由」(ground)にもとづいてある命題が妥当しないことを証明し、さらにこの命題と両立不能な命題を検証することであり、「検証」とは一定の「理由」にもとづいてある命題の真なることを証明することである。しかも本来の「綜合的普遍命題」の反証や検証は、この命題が所属する一定の経験科学の現段階——この段階で検証済みのその科学の全命題体系を「科学の状況」という——に限らず将来にも及ぶ。つまり今ある「科学の状況」でのすべての検査に合格する「綜合的全称命題」にもとづいてある予測を行つた場合——このように「法則」にもとづいておこなわれる予測のことを「保証つきの予測」

(warranted prediction) という——この予測をあらわす命題が将来反証されると、予測を「保証」したものの、「綜合的全称命題」はもはや本来の「綜合的全称命題」とはみなされなくなる。カウフマンは本来の「綜合的全称命題」をこのように「定義」する。つまりこの「定義」によれば「綜合的全称命題」とは現在及び将来におけるただ一度の反例（Ⅱ命題）によつても反証し、破棄することの可能な問題である。

もつともこの場合、カルナップの例で補足していえば、カウフマンは「すべての鉄片は磁化しうる」というような「無限定綜合的全称命題を完全には検証しえないという理由で許容しない。」彼が許容するのは「この食卓上のすべての鉄片は円い」というような限定綜合的全称命題、すなわち「有限回の經驗的検査によつて確めることの出来る」綜合的全称命題だけである。

カウフマンはこのようにただ一度の反対例があつても反証可能な本来の「綜合的全称命題」としての經驗科学の「法則」を、デューイのいわゆる「類命題」(generic pro) に対応させて「經驗的法則」と呼ぶ。デューイの説明によると「類命題」とは「諸特性の特定の繋り」が例外なしに「觀察され確認される」ような事物の「物理的一般化」としての「法則」のことであり、たとえば「錫は摂氏二三二度で鎔解する」というような、「我々が通常一般的事実と呼ぶところのものを指し、従つてそれは、事物の「現存的、かつ偶然的」な性質にかかわる。⁽¹⁶⁾

ところでカウフマンによると「綜合的全称命題」としての經驗科学の「法則」は、このようにただの一つの例外をも許さない「經驗的法則」に限らない。すなわちある「法則」にもとづいてたてた予測が反証されても、必ずしもこの「法則」が直ちに破棄されるということにはならない場合がある。例えば落体にかんするガリレオの法則が空気中の実験で經驗的に反証されたとしても物理学者はこの「法則」を破棄しない。同様なことはある「法則」にもとづく予測が失敗した場合、或はこの予測が一定の条件のもとでしか（例えば「理想的な状態」とか、「他の事情が等しい

限り」(ceteris paribus) という条件のもとでしか) 成功しない場合にもあてはまる。このような場合に破棄されない「法則」、すなわち若干の例外を許す「法則」のことをカウフマンは「経験的(科学的)な命題操作規則」とよんで前述の本来の「綜合的全称命題」から区別する。この「操作規則」は経験科学の種類によつて夫々異なるが、経験科学一般に共通な「操作規則」もある。その代表的なものには「すべての科学的決定(命題操作のこと)は可逆的(reversible)(その逆が可能)である」という「永久検査(permanent control)の原則」や、形式論理学における矛盾律に対応するところの「ある科学的決定は二つの両立不能(incompatible)な命題を含むような科学的状況(命題体系)をもたらしはならない」という原則、或は形式論理学の排中律に対応するところの「原理的に決定不可能な命題は存在しない」という原則などがある。

ではこのように例外を許す「法則」としての「操作規則」は全く破棄しえない命題かというところではない。カウフマンによると「研究の過程で変化するのは科学の体系(命題体系)だけではなく、操作規則の体系も変化する。……命題操作規則を変えるという決定の正否を定めるのはより高次の操作規則(rules of higher order)である。ある(新)命題を採択したり、従来まとめられていた命題を破棄したりすることの正否が問題になるとき第一次の操作規則を前提にし、この第一次の操作規則そのものの変化を問題にするときには、第二次の操作規則を前提にする等々……」

このような例外を許す「法則」、すなわちそれにもとづく予測がはずれても破棄されないような「法則」をもカウフマンは経験科学の「法則」として、前述の、本来の「綜合的全称命題」としての「経験的法則」に対し、これを「理論的法則」とよぶが、これは又デュニーによれば前述の「類命題」に対する「普遍命題」である。この「普遍命題」とはたとえば理論物理学における「法則」のように「別の諸命題への演繹が可能である限りにおいて」、「非現存的、観念的」な内容をもつ命題であつて、それ自体、相関する諸普遍命題の体系の一員である^(註)。

以上のようにカウフマンによれば経験科学の「法則」は例外を許さない「経験的法則」か、例外を許す「理論的法則」かのいずれかである。

このように経験科学の「法則」は研究の過程で或は本来の総合的全称命題として、或は操作規則として機能するが、こうした機能上の区別の基準は何か、という問題が最後迄のこされる。そしてこの基準をカウフマンは「法則」の検証又は反証という命題操作の過程自身のうちに見出す。いいかえるとこれは命題、したがって「法則」の真理性の基準が、その検証又は反証という操作そのものによつて与えられるということである。彼はいう『真なり』という語の意味は現実の操作のみならず、可能な操作、否、無限に可能な操作にかかわる」と。それ故『検証』という語の意味と関係のないような『真理』という語の意味は方法論的に意義がない、「我々の認識から独立な真理とか、我々が知覚するといなどにかかわらない事実を認めることはできない」、ということになる。

ではこのような「真理性」を規定する「命題操作」そのものは全く恣意的なものかというところではない。この操作を正当化するには「一定の理由」が必要である。ではその「理由」とは何か、カウフマンによればそれには「この操作が行われる時に一定の科学ですでに検証済みの諸命題、その科学以外（補助科学）の諸命題及び個々の研究者の観察結果の報告Ⅱプロトコル命題」の三つがある。そしてこれらの「理由」のうち「決定的な役割を果すのは観察結果の報告（プロトコル命題）である」という。しかしながら、あらゆる命題が最終的にこの「プロトコル命題」によつて検証されるのではないという但し書きがつけられる。すなわち「観察結果（感覚による観察、内省による観察）は単称命題の検証又は反証にとつては決定的な理由となる」が、「全称命題の操作規則については必ずしも常にプロトコル命題を考慮する必要はない」。何故なら「命題の操作に段階をもうけて、その頂点に疑いの余地のない知覚の結果をおくのは感覚主義的偏見であつて……場合によればすでに検証された総合的全称命題（経験的法則）に一致しない

という理由から逆に、プロトコル命題の方を放棄することもある」から。

こうして経験科学の「法則」の真理性は、連続的な研究の過程、いいかえるとこの真理性を検査する「検証、反証等の過程」そのものの中に求められるのであつて、カウフマンのあげた上述の三つの「理由」のどれかに最終的な真理性を認めることはできない。カルナップがその論文「検査可能性と意味」⁽¹⁹⁾において「検証」(verification)という術語が「確定的・窮極的な真理の確認」という意味を伴いがちであるという理由から、その代りに「確認」(confirmation)という術語を用いたことはこのカウフマンの真理観をよく物語る。「法則」の真理性がこのように最終的に検証しえないものであるというとは、認識を「確言保証性」(warranted assertibility)とみなし⁽²⁰⁾、真理を「充分な証拠があつて受け容れられるもの」⁽²¹⁾とするデューイの立場とも一致する。デューイによれば知識は「確言保証性」を意味する。「ここで現実性を指示する語でなく可能性を指示する語を用いたのは研究の特殊な結論が、連続的に新たにされる一つのもくろみの部分にすぎないということを認めさせるためである」⁽²²⁾とデューイは言う。

以上要するに、カウフマンによれば「経験科学の法則」としての「経済法則」はただの一つの例外も許さない本来の総合的全称命題」としての「経験的法則」であるか、例外を許し、予測を保証しうる「操作規則」としての「理論的法則」であるかのいずれかであるが、いずれにしても「経済法則」はカウフマンが事実内容をもたない「分析的命題」であるとする純粋数学や純粋論理学の命題とは区別され、又その真理性の基準は経済学の研究の過程に諸命題の連続的な「検証・反証」の反覆過程のうちに見出される。しかしこの「検証・反証」の過程は決して自然科学における実験、社会科学における広義の実践による検証の優位をみとめたものではない。

(二) 社会法則としての経済法則

カウフマンによれば経済学は経験科学の一であると同時に社会科学（精神科学）の一であるから、「経済法則」には以上のような経験科学一般の「法則」性に、社会法則としての性格が附加される。或は社会法則としての特性によって規定される。

ところでカウフマンのいわゆる「社会法則」は社会科学の対象としての「社会」を与える。すなわち「ある種社会が一定の時及び所に存在する」というのは解意図式 (scheme of interpretation; Deutungsschema) ≡ 「社会的行為の意味 ≡ 「社会的意味」を理解するための図式」の適用範囲が存在することであつて……社会が発生、消滅するというのはこの図式 ≡ 法則の適用範囲が発生、消滅することである。同様なことは国家、法制、言語等のすべての制度にもあてはまる」。このような社会観は、社会を「主観的に思念された意味に従う社会的行為」という「精神的・事実」とみなすウェーバーの見解に依拠し、ならにこれを「記述的 ≡ 現象学的社会学」(Die deskriptiv-phänomenologische Gesellschaftslehre) ≡ 「純粹社会学」(Die reine Gesellschaftslehre) の対象とするザンデルの見解^(註1)に由来するものである。そしてザンデルによればこの「記述的 ≡ 現象学的社会学」は「物質」すなわち「意識から独立な対象（例えば自然的環境、人間の肉体）」や「因果関係」を対象の範囲から排除する点で「因果的 ≡ 発生論的 sociology」(Die kausal-genetische Gesellschaftslehre) と区別され、しかもこれを基礎^(註2)づける。故にカウフマンのいわゆる「社会」は、ザンデルのいうように社会学へのフツセルの「現象学的本質論」(Phänomenologische Wesenslehre) の適用としての「純粹なる社会本質論」 ≡ 「純粹社会学」(reine Wesenslehre von der Gesellschaft = reine Gesellschaftslehre) の対象たる「思念する社会要素の集合」(Manigfaltigkeit der meinenden gesellschaftlichen Momente) 及び「この思念する社会要素を考慮する諸行為」(die jene meinenden gesellschaftlichen Momente umschliessenden Akte) によ

る。そしてここにいわゆる「社会」は「意識によつて与えられた対象」であるが「理念的なアプリアリ」ではなく、「社会的なもの」としては「経験科学」の対象である。⁽²⁴⁾つまり「社会とは多くの社会的行為の全体」⁽²⁵⁾なのである。

このような、意識から独立な対象ではなく、意識によつて与えられた対象、精神的な事実としての「社会」を対象とする社会科学は、それ故カウフマンによればいわゆる「精神科学」でもあるが、依然としてそれは一の経験科学であるから、その「法則」すなわち「社会法則」も亦一の「経験科学の法則」としては、われわれが(一)でみたように「経験的法則」でも「理論的法則」でもありうる。

ところがウェーバー及びザンデルの見解に従えば「精神的事実」||「社会的行為の集合の主観的に思念された意味」は、「物理的事実のように『感性的』にとらえられるのではなく……『理解的』にとらえられるという意味で、「社会」は「物理的事実」から方法的に区別される。つまり「社会」という「対象」はたしかに「精神的事実」としてのみ「経験される」事実であるが、この「対象」の特質は、かえつて方法上の特質によつて与えられる。すなわち社会科学の対象が「意識によつて与えられる」ということは、それがウェーバーのいわゆる「理解的方法」の対象であるということと意味する。それ故カウフマンは「社会集団は法則||解意図式の適用領域として存在する」というのである。したがつて「社会法則」は社会科学的研究の過程で、一の意味理解のための手段として機能するところの、ウェーバーのいわゆる「理想型」に他ならない。^[Methodenlehre]でカウフマンは次のように述べる「理想型概念の創造によつて彼(ウェーバー)は社会科学的研究に、一の手段を提供した……理想型の認識内容を判定するための前提は、社会学の研究方法において理想型に与えられる機能を考察することであるが、この機能は解意図式の機能である⁽²⁶⁾」と。

そこで「社会法則」がさきの「経験的法則」であるか「理論的法則」であるかは、この「解意図式」としての「理想型」の機能によつて決定される。しかるにウェーバーによれば「理想型というのは一つの思想像であつて、歴史的

な現実ではなく、……それは、一つの純粹に理想的な極限概念という意味をもち、現実がもたらす経験的な内容のうち、特定の意義のある構成部分をば、はつきりさせるために、現実をそれにかけて測る基準となり、現実を比較して見る基準となるものである⁽²⁷⁾。それ故カウフマンは「社会法則」をば「単一の反対例で反証、破棄されることのない理論的法則」とし、「社会科学では経験的法則が定立されない、いな定立しようという傾向すら殆んどない」という。

このように社会法則が「理論的法則」としての経験科学の「法則」であるということは、自然科学には例外を許さない「精確な経験的法則」(strict empirical law)がありうるのに対して、社会科学には、通常「単なる傾向、規則性」があるにすぎないとされる事情に対応する。しかしながら、この事情は「社会法則」が「命題操作規則」として、社会科学的研究過程そのものによつて真理性を保証されるということ、「社会法則」にもとづいて「保証つきの予測」が立てられるということを排除するものではなく、かえつてこれらの諸機能は、前述のような「解意図式」としての「理想型」の機能によつて裏書きされるものである。何故ならば、ウェーバーは理想型の機能として、現実と理想型とを比較・測定し、現実が型とくいちがつている部分を発見してその面の研究を促すという役割をみとめ、「理想型は……一つの仮説を検証することである。理想型的な発展の構成と歴史とは厳密に区別さるべき二つの事柄であつて、構成は、この場合には、われわれの認識の現状から考へうるいろいろな原因の範囲からある原因をとり出して、歴史的な現象の眞の原因はこれだ、といつてその現象の妥當な帰属を計画的に行うための手段にはかならない⁽²⁸⁾」と述べているからである。

ウェーバーは又「カント的な考え方にかえつている現代の認識論の根本思想、すなわち、概念とは、むしろ、經驗的にあたえられたものを思想的に支配するための思想的手段である……という思想⁽²⁹⁾」にもとづいて、「概念は目標、ではなくしてむしろ個性的な観点のもとで意義づかい連関を認識するという目的にたいする手段なのである」と述べ

「概念の妥当性の限界をそのときに明瞭に意識する」ということの「可能性」を信ずる。⁽²⁸⁾ これはカウフマンによれば、「理論的法則」＝「操作規則」としての「理想型」が、研究の各段階において一定の限界内で真なることを意味し、かつ又「より高次の操作規則」としてのウェーバーのいわゆる「指導的な価値理念」の変化によつて「操作規則」としての「理想型」も亦変化するということを意味する。

このように「社会法則」としての「理想型」はカウフマンのいわゆる「理論的法則」に他ならない。「社会法則」としての「経済法則」も同様である。

ところで「理想型」は「歴史科学における理論的法則、すなわち、与えられた事実から他の事実を推論する規則」であるとカウフマンはいう。けだし「こうした歴史法則がなければ、人間の行為の目的とか結果についての保証つきの予測を立てたり、行為の意義を評価したりすることが全く不可能になる」からである。勿論「社会的事実や諸要因は、自然科学におけるそれほど確然と規定されていないので、それを説明したり予測したりするにはきわめて多くの事実を考慮しなければならない」が、このことは「歴史科学が純粹記述的な学問であるというリッケルト流の見解が誤りであること」を排除しない。

「理想型」がこのように「歴史法則」であるということは、社会法則の「歴史性」を物語るものとされているが、すでにウェーバー自身が「理想型的な発展の構成と歴史と」を区別して、「えらびだされた概念の徴標にしたがつて、生じてくる型の系列が……法則的な必然性をともなつた歴史的な型の順列となつてあらわれる」⁽²⁹⁾ ことに危険を感じ、「理想型」が「経験的に妥当するものだから、ないしはさらに進んで、真実な（という意味は実は形而上学的な）「活動力」「傾向」であると考えられるならばそれは直ちに、危険なものになる」⁽³⁰⁾ ことを強調して、いわゆる発展段階論を封殺している。カウフマンにあつてはこのような意味での歴史性の稀釈はさらに著しく、彼は歴史的事実と「理

論的法則」との関係について、つぎのように述べている。すなわち、「歴史上の諸事実は、その因果関係にかんして説明されている限りでは、独自の点があきらかにされない。歴史上の事実は理解することを要する……がこの理解は前提された理論的法則に従った理解でなければならぬ」と。つまり「歴史法則」も亦「歴史的事実の意味理解のための図式」としての「理論的法則」にすぎないものである。そしてここで「歴史的事実の因果関係の説明」以上に「その意味理解」を要求したのは、ザンデルが前述のように「因果的・発生的社会学」の背後に、それを基礎づけるものとして「記述的・現象学的社会学」の可能を説いたのと同じ理由による。つまりカウフマンはその「社会観」におけると同様に、その「歴史観」においても、ウェーバーの「経験主義」から、「現象学的本質論」にもどづく「経験主義」に移り、社会科学、歴史科学における因果関係の分析や、いわゆる発生的研究の「優位」を否定する。

以上要するに、カウフマンのいわゆる「社会法則」は「歴史法則」としても、社会的行為の意味の理解手段としての解意図式、すなわち基本的にはウェーバーのいわゆる「理想型」であつて、経験科学の「法則」としては、例外を許すが説明或は予測の保証手段として機能しうるような「操作規則」、すなわちいわゆる「理論的法則」である。したがつて「経済法則」も亦、以上のような社会法則の社会性、歴史性に規定される限りでは、「理想型」としての「理論的法則」である。

(三) 「理論的法則」としての「経済法則」と、経済理論におけるその役割

「経済理論の基本法則は経済学の研究方向を決定し、予測を保証するような理論的法則である」とカウフマンはいふ。かれはこのことを「市場の基本法則」、「クルノーの独占家の行為」、「限界効用原理」について「例証」する。

まず「市場の法則」について。『「一財の価格が騰貴すれば、この財に対する需要は減少する」という市場の法則は、これに反する事例が一度や二度生じても、直ちにすて去られはしない。だからこれは精密(exact)な法則、すなわち経験的法則ではない』。今この法則を、(a)「一財の価格が騰貴すれば、この財に対する需要は減少する傾向にある」とか、(b)「一財の価格が騰貴し、他の事情に変化がなければ、この財に対する需要は減少する」とかの形式にかえて表現しても結果は同様である。ただし「(a)・(b)共に法則が実現されるための阻害要因を排除してはいる」が、阻害要因の排除はかえつてこの法則が「経験的法則」ではなくて、「理論的法則」であることを物語る。故に経済法則は「理論的法則」である。

次に、「理論的法則」としての経済法則の役割の一つは、経済現象の予測を「保証」(warrant)するにある、とカウフマンは「クールノーの独占家」の例をあげて次のように説明する。

「極大利潤を獲得するには、価格と生産量をいかに決めるか」という問題に対して、クールノーの「独占家」は次のような予測を立てる。すなわち、「鉱泉一瓶の価格を p 、これに見合う需要量を $F(p)$ 、この需要を充足する生産量の総費用を $C(p)$ とすれば、⁽²⁹⁾クールノーの独占家が「最適独占価格と最適生産量とを決定するために知るべきことは、(a)需要函数 $F(p)$ 、(b)費用函数 $C(p)$ 、(c)函数 $\{p \cdot F(p) - C(p)\}$ の極大値」である。ところが(a)・(b)は経済主体が完全な予見をなしうるということを前提するが、このような前提は経験的に不可能なので、⁽³⁰⁾その代りに「保証付きの予測」を立てることになる。「この予測の定立によつてのみ経済理論は経験的意義を得るようになる」。つまり「われわれは経済理論が市場の現象についての予測を行う上で重要な因子と思われるような諸要因を、多くの場合、暗黙のうちに前提しているものである」。こうして、経済理論が経験科学としてなしうることは「保証付きの予測」としての「法則」を定立することである。

最後にカウフマンは限界効用原理をとりあげて、経済法則が経済理論の研究方向を規定するというのを次のように説明する。

すなわち、「限界効用原理によつて『合理的経済行為』という概念が定義される」。ところがこの「合理的行為」とはL・ミーズのいう「価値、財貨、交換などの諸概念がそこから導き出されるような基本（先験的）範疇」ではなく、「最大の利潤追求」という（経験的な）格率（maxim）によつて定義される概念である。つまり「経済学の諸概念を経済法則によつて定義すれば、法則はこれらの概念に対しては必然的に妥当するが、実在とは何の関係もなくなる。……これに反してこのような定義を行わなければ、法則は、経済現象にかんして、何等の必然的（分析的命題の——是永）妥当性をもたなくてはなるが、（その代りに）、これらの法則によつて予測を保証することができるようになる」。

「経済学の諸概念を定義するにはこれらの二者択一的な仕方のもつちかによらねばならない」。それ故かりに経済法則を「理論的法則」ではないとしたら、経済理論は経済現象と無関係なものになるうとカウフマンは考える。かくして、限界効用原理を予測保証のための「操作規則」と考えるか否かは、経済理論の方向を決定することになり、カウフマンはこの原理を「理論的法則」と解することによつて経済理論と経済現象を関係づける。

このようにカウフマンが経済理論そのものについて考えた「法則」は、以上（一）、（二）で展開した方法論的考察結果をそのまま経済理論に応用したにすぎない。すなわち、カウフマンによれば「経済法則」とは、それ自身としては例外事象を許す総合的命題としての「理論的法則」であり、しかも経済現象の予測を「保証」する手段とされる。したがつて彼のいわゆる経済理論はこうした予測保証のための総合命題の体系として構成されることになる。

× × ×

以上われわれはカウフマンの「経済法則論」を(一) (三)にわたつてあきらかにしたが次にその結果を要約してみよう。

カウフマンによれば、「経済法則」とは、経済科学の法則としては「綜合的全称命題」として定式化され、しかも単一事例によつて反証されることのない「理論的法則」である。

この「経済法則」は社会科学の一法則としては、社会的行為の主観的に思念された意味を理解するための図式Ⅱ理想型としての「解意図式」である。

それ故「経済法則」は意識によつて与えられた人間の社会的経済行為の意味を理解するための一手段であつて、意識から独立に存在する対象の法則性とは無関係な、逆に対象を整理するための認識の一手段であつて、しかも現象の予測を保証し、経済理論の研究方向を決定する。

三、吟味

以上三点にわたつてあきらかにしたカウフマンの「経済法則論」を、われわれは次のような三つの問をあげて吟味してみよう。

すなわち、

(一) 意識から独立に存在する経済社会の歴史的運動法則をみとめるか？

(二) 経済法則の認識過程が経済社会の歴史的発展の客観的法則性が人間の意識に近似的に反映されていく過程であることをみとめるか？

(三) この反映の結果としての「経済法則」の真理性が、研究室における科学者の実験をも含めた広い意味での人間

の実践によつて検証されるということをもとめるか？

この三つの問のすべてに對してカウフマンは「否」と答えることになる。

先づ第一の問題について、カウフマンは人間の意識はおろか、経済学者の意識から独立な客觀的真理としての經濟社会發展の合法則性が存在することすら認めない。けだし、まづ第一に、彼は事實や法則を、「有意味な」命題としてあらわされた限りでのみ科学の對象とするにすぎないからである。例えばそのいわゆる「要素の意味」の一つたる「空間」も、意識における、或は意識された限りでの「所与」としての空間であつて、物質の客觀的存在をあらわす空間自体・空間本質の實在を承認したことにはなるまい。

第二に彼は經驗科学の「法則」を純粹数学や論理学の「分析的命題」と區別する。「分析的命題」が事實内容をもたないとしてカウフマンが導く結論は、まづ、純粹数学や論理学に客觀的真理からの自由を保証することにはかならない。その限りではカルナップやライヘンバッハと同様に彼もまた純粹数学や論理学の定理・法則を永遠の普遍妥当性をもつ命題として別格化——或は神格化——していると考えられる。けだし純粹数学（論理学はいうに及ばず）のきわめて抽象的な諸定理といえども、客觀的實在を反映する限りにおいてのみ正しく、度外れな抽象によつてこれらの諸定理が完全な恣意の所産にされてしまふや否や、われわれはもはや科学ではなく一の幻想を相手にすることにならざるをえないと考えられるからである。勿論、カウフマンがこのような幻想を応用数学の範圍にまで拡張することに反對して、例えば「数学的方法是は純理經濟学にとりて唯一無二の方法であり、数学的經濟学の完成によりて始めて科学としての經濟学は完成さるべきである」というような「純理⁽²⁾純粹經濟学」の極端な見解に賛同しなかつたのは、カウフマンの「經驗主義的科学分析」のもつ一つの積極的な面であるといわねばなるまい。しかし彼は純粹数学や論理学を「經驗」界から追放することによつて依然として客觀的真理の存在を否認している。

第三に、では経験科学の世界では客観的真理の存在が承認されているであろうか？　ここでもカウフマンの答は全く同様に否である。

けだし彼は「法則」の真理性を「規定」する「命題操作」の正しさを立証する「理由」の一つとして「プロトコル命題」をあげはするが、これを他の「理由」（その操作が行われる段階での単称命題、全称命題の総体）に優先させてはいないからである。われわれはラッセル流の「感覚主義」にもとづいて、いわゆる「真理対応説（correspondence theory of truth）」の立場から「命題操作の頂点に疑いの余地のない知覚の結果をおく」ことを主張するのではないが、前記の諸「理由」のうちで最も決定的なものは「プロトコル命題」であるといわねばなるまい。けだしもしそうしなければ、「バリはフランスにある」というような明白な事実をも疑わねばならなくなるから。われわれが主張するのは知覚の結果として、「バリがフランスにある」ということではなく、われわれが知覚する、したがってカウフマンが知覚すると否とに拘らず「バリはフランスにある」ということである。カウフマンは知覚結果を唯一の真理とする「真理説」を否定した点ではかりに正しかつたとしても、だからといってカウフマンのいうように客観的真理の存在が否定されはしないであろう。

第四に、社会法則としての経済法則が客観的真理としてとらえられていないことは一そう明らかである。けだしカウフマンのいわゆる「社会」は「意識から独立な対象や因果関係ではなく」、かえって「意識によつて与えられた対象」であり、「精神的事実」であるから。その限りでは彼はウェーバーにおける経験的、実証的事実をすらみとめないであろう。

それだけではない、「社会法則」は「解意図式」として社会学者が構成した「理想型」であつた。ウェーバーが明言しているように、それは「一つの思想像であつて、歴史的な現実ではなく……一つの仮説である」から対象そのもの

に合法則性の存在をみとめる余地は全くなくなる。対象たる経済社会は混沌たる雑多な現象の集合にすぎなくなる。それ故カウフマンは「理想型」を法則とみなすことによつて、「科学の研究領域の根底にあるのは『事物』の『即物的な』連関ではなくして、問題、思想上の連関なのである」というウェーバーの見解をも承認しなければなるまい。

このように、およそ人間の意識から独立に存在する対象的真理、人類から独立な客観的實在の合法則性の存在を認めることはカウフマンの「経験主義」からは全く望むべくもないことである。しかるに、経済学が求めねばならないのは、人間の社会的意識から独立な、客観的に必然的な社会発展の合法則的な連鎖以外の何物でもない。しかもこの連鎖は全人類の意識によつてすら決して完全には捕捉され得ないにも拘らず疑う余地のない事実として存在する。カウフマンの「経験主義」はこの事実に対して尚かつ「分析」を要求することによつて不可知論におちいつたのではないだろうか？

第二の問題に対してもカウフマンが否と答えざるをえない。その理由はすでに以上の第一の問題に対する解答のうちに見出されるといえよう。すなわちカウフマンは認識の過程で人間が近接すべき対象的真理としての客観的實在の合法則性を否定するのであるから、彼のいわゆる研究の連続的過程はその到達成果の真理性の基準を、対象的真理との一致ではなく、別の事のうちに見出さねばならなくなる。

第一に彼がデュースの論理学から導き出すことが出来たのは、「法則」の真理性が連続的な研究過程そのものの中に見出されるということ、いいかえれば「確定的・窮極的な真理の確認」ではなく、あらゆる真理は「確言保証性」にすぎないということであつた。デュースは真理を「充分な証拠があつて受け容れられるもの」とした。しかしながら真理は充分な証拠がなくても、われわれのいかなる研究にも「先立つて」存在する。カウフマンがデュースの立場か

ら「真理」を定義するとき、彼は、対象はそれに対するわれわれの認識操作の成果としてのみわれわれに認識されるようになるということを、認識対象は、認識操作の結果としてのみ存在する、と主張することによつて、客観的世界の認識可能性を否定してしまつたといわねばならない。

第二にカウフマンは「検証」から独立な「真理」をみとめないが、それは法則が検証される仕方と、検査される当のことがらそのものの混同である。法則が実践の検査に耐えるということは法則がわれわれ自身の外にある客観的合法則性と一致していることの証明であり、法則が検証される場合に検証される当のことがらはこの一致にほかならない。検査手続の規則、カウフマン流にえば「操作規則」を法則と名付けることは、単なる「定義」あるいは名称の問題としては些事であるかもしれないが、経済学における法則をことごとくこれに類するものとして「理論的法則」であると断定するならば、われわれは経済学において何一つ確定的な成果をうることができないという相対主義におちいらざるをえないのではなからうか？ 「経験的法則」の方には無制限な妥当性を要求したカウフマンは、こうして「理論的法則」については全くの懷疑論におちいることにならないであらうか？

第三に、カウフマンはデューイに従つて、例外なしに「観察され確認される」ような「経済的法則」が、事物の「現存的かつ偶然的」な性質にかかわるのに反して「理論的法則」は「非現存的、観念的」な内容をもつ命題であるとしたが、これによつて、一方では事物の現存在が偶然的であるのに対し、観念的な内容こそ必然的な規則性をもつ体系の一員たりうる、と考えるカウフマン流の「経験主義」の本質があきらかになる。すでに見たように彼は「事実内容をもたない純粋数学や、論理学の命題」に反証の余地を与えなかつた。例えば彼は「確率法則」は高次の操作規則であつて直接的な事実によつて反証できないものである、というE・ネイグルの見解を全く承認する。又操作規則そのものの正否を決するのは事実ではなく高次の——より抽象的な操作規則であり、その根柢には、形式論理の矛盾律や

排中律がおかれている。こうした一連の「法則」観は科学的認識の目標を認識における不変な要素の発見におく立場を示すにすぎない。それ故われわれは彼のいわゆる「理論的法則」としての經濟法則に、經濟社会の歴史的な發展、變化の合法則性を見出すことは出来ない。

第四に、「理想型」として構成された「經濟法則」は次のような二重の意味において現実の歴史的過程を支配する。すなわちウェーバーによれば「事実の歴史的経過が理想型的な経過に一致しないとしたならば」、その場合には一般に理想型が事実から偏倚しているのではなく、事実が理想型から偏倚していると解される。又それどころか「理想型は……研究をある方向にみちびいて」、歴史的事実の「特性と歴史的意味」を一そうするどく把握することができるようになる。「もしも理想型がこのような結果をもたらすとすれば、まさしく、それ自身の非現実性を宣言することによつて、その論理的な目的をば、果したことになる」。こうして、事実ではなく理想型が基準であり、研究を規制するものである。いいかえると「經驗的にあたえられたものを思想的に支配するための思想的^(is)手段」としての概念の方が事実を支配する。手段が目的を支配する。こうしてカウフマンの經濟法則は現実認識の手段から現実整理の手段に転化する。方法が対象を規制する。

最後に第三の問題について、

一見したところカウフマンが展開する「連続的な研究過程」の分析としての「命題操作」論は科学者が現実に行っている研究の過程を忠実に反映し、理論的に一般化して独特な方法論を展開したもののように見うけられるかもしれない。しかしながら事實はそうではない、少くとも社会科学とりわけ經濟学においてはわれわれはカウフマンの「検証論」をみとめるわけにはゆかないのではなからうか？

第一に、彼は經濟法則が「理論的法則」として例外を許すものだというのが、ここでは法則の内容が一々、個々の現象と一致しなければならないという法外な妥当性の要求が出されているといえよう。つまり法則が現象における本質的連関であるという点をカウフマンは全然理解しない。彼にとつては現象と本質の連関は、いやおよそ「本質的」なものとは存在しない。

それ故極言すれば法則もまた単なる現象記述に他ならないということになり、およそ科学の何たるかについてのカウフマンの見解自身が疑わしいということにならないであらうか？

しかしこの点はとも角として、彼のいわゆる「理論的法則」でさえもが、とに角一度や二度の反対例で放棄されない理由を、再び研究者がそれを放棄していかないという事実のうちに求めるとしたら、これは一の「循環」^{トリトロジー}におち入ることになりはしないか？ 何故研究者は「理論的法則」を放棄しないかという疑問が直ちに生ずるからである。かりに彼のいう「理論的法則」が仮説であつたとしても、必ずしも多くの研究者が承認した仮説が真理であるということにはなるまい。してみれば「理論的法則」自身が、すでに何人かによるその「検証」からも独立な客觀的眞理性を近似的に反映しているということを認めない限り、これに「操作規則」の役割を与えたり、ましていわんや現象の予測を「保証」とするという権限を認めたりするわけにはゆくまい。「理論的法則」を仮説としてみても同様であらう。現實の對象の眞理の一分子だに含まないという意味で、全く研究者の自由な恣意によつて立てられた仮説にガリレオの法則の資格を与えることは不可能であらう。しかるにカウフマンの「循環」^{トリトロジー}には、こうした不合理な事態を招かないという客觀的な保障があるだろうか？

このことは次に第二点として社會法則としての經濟法則の性格を反省してみれば一そう明らかになるう。
すなわち第二に、カウフマンによれば社會法則としての經濟法則はウェーバーのいわゆる「理想型」にほかならな

かつた。周知のように理想型は一定の「価値理念」にもとづいて概念的に構成される思想像である。

カウフマンはこの「価値理念」をも、より高次な——という意味はより「反証されにくい」——「操作規則」として「理論的法則」のうちに含め、これが「理想型」の真偽判定基準であるという。ではこの「価値理念」という「規則」そのものは一体どのようにして承認されたり、否認されたりするのであるうか？ 「価値理念」を検査するのに「価値理念」を、ある操作規則を検査するのにそれと「同次」——同程度に反証されにくい——の操作規則を以つてすることが出来ないのは、カウフマンの主張の範囲内でも認めざるをえないことである。これを敢てしても結果は諸々の価値理念の対立という事実をあらわすに止まるであろう。ここでもカウフマンは一の「循環」を行わねばなるまい。すなわち現に承認されている価値理念は、承認されているが故に、ただその故にのみ真であり、否認しえないと。それ故社会法則の真理性も亦、このような「循環」の上に成立つものとしか考えられない。しかしながら、現に研究者がある「理想型」をもとにして予測を行い、その結果から逆にこの理想型の真偽を判定するということが自身、すでにこの理想型の真理性を疑うからであつて、決してそれが真理であることの直接の証明にはなるまい。それ故われわれは再び価値理念とは別箇の判定基準を、判定の行われる以前に必要とする。かりに今一步ゆずつて、価値理念を一応の判定基準とするにしても、社会科学における諸問題、とりわけ経済学の諸問題には、この価値理念が誰の価値理念であるかによつて全く正反對の、両立不能な解答を与えることができよう。しかしそれは最終的な「公分母」が存在しないということの意味しないであろう。われわれは社会法則の真理性判定の基準を、結局、広い意味での人間の社会的実践以外のいかなるものにも見出すことはできない。カウフマンの社会法則「検証論」はこの決定的な点を見逃しているのではなからうか？

第三に、経済法則の真理性の基準を、カウフマンのように、経済学の研究過程そのもののおくということとは、

法則がデューイのいわゆる「確言保証性」以上のものではないということに付らなる。われわれは客観的真理が認識され、その結果が人間の實踐（実験、産業、社会的實踐）によつて検証された限りにおいて、法則を真なるものと「確言」し、「保証」するのであつて、その限りでの確実性をも疑うという底なしの懷疑論に同調するものではない。ところが一方において、以上のように真理性の基準を社会科学者、或は経済学者の研究過程に限定したカウフマンの立場からは、他方ではこの限りでの確実性も認めえないという一種の「相對主義」が歸結されることにならないであらうか？ カウフマンのいわゆる経験科学としての経済学には、ただ可能性としての「確言」、可能性としての「保証」、可能性としての「法則」が在るにすぎず、しかもこの可能性は未来永劫決して現實性に転化しえない「純粹なる」可能性にすぎないということになりはしないであろうか？ その論調の一見きわめて「經驗的」「実証的」な外觀にも拘らず、カウフマンの「經驗主義的科学分析」によつて規定された「經濟法則」は、こうして、真理性判定という最後の段階でも依然として非現實的、な思想像にすぎないという性格を脱し切れなかつたのではあるまいか？

以上われわれは三つの問をあげて、そのいずれにも「否」と答えざるをえないカウフマンの「經濟法則觀」を論評したが、その結果カウフマンの見解は不可避免的に以下のような歸結に導くのではないかと考えられる。

すなわち、カウフマンによれば第一に、經濟現象そのものを支配する客観的な運動變化の合法則性は存在せず、經濟現象とは、かのウェーバーのいわゆる「法則」のもとへの整序に抵抗する現實の非合理性」に支配された「限りなく複合的な事象」にすぎなくなろう。^(第3)

したがつて第二に、經濟法則の認識とは決して客観的合法則性の反映ではなく、かえつて混沌たる現實を整理するための仮定的、非現實的な虚構を、認識主観が構成してゆく過程に他ならず、經濟法則そのものは「經濟現象にたい

していただく主観の関心の方向と程度」を示す一の思考図式にならざるをえないのではなからうか？

こうして最後に、第三に、カウフマンは広義の実践による反証から經濟法則を「救済」するために、「法則」はおろか、そのいわゆる「事実」をも意識によつて与えられた限りにおいての認識の対象として構成するというウェーバー流の「思考する研究者」の立場から、法則の眞理性に次のような特別な意味を与えねばならなくなる。すなわち、經濟法則の眞理性を保証するものは、これを用いて混沌たる經濟現象を合理化し、「人爲的に單純化」する方法、すなわち「あらゆる歴史的な現象のうちにみいだされる無限の多様性に考慮を払いながらこれを明確に型、式化する」過程そのものの中にしかありえない。そしてその限りにおいて、經濟法則は「充分な証拠のある」、「確言保証性」というデューイ的な法則概念にも一致するのであらう。

しかしその結果經濟法則はウェーバーのいわゆる「理想型」がもつ非現実的、仮想的な妥当性以上のものを要求しえなくなろう。

四、むすび

以上要するに、カウフマンのいわゆる「經濟法則」とは人間の社会的經濟行為の主観的な意味を理解するための一手段としての「理想型的構成物」であり、混沌たる經濟現象を整序する認識の「規則」である。又「經濟法則」の眞理性の基準は、一般的には、決して意識から独立な対象的眞理と法則内容との一致を検証する人間の實踐（実験・産業）ではなく、連続的な研究過程を規制する経験的な研究規則——その最高形態は矛盾律と排中律——であり、特殊的には研究者の「価値理念」である。これがカウフマンの經濟法則論の全内容である。

この見解に対してわれわれはまず經濟法則は認識主観によつて構成された認識手段ではなく逆に、人間の意識にお

ける客観的實在の反映であるということ、ならびに、この経済法則の真理性の基準は、この反映結果と対象的真理との一致を検証する実践の側にあるということ、この二点をあげて反対せざるをえない。

この二点にかんする限り、われわれはカウフマンが依拠したウェーバーの「理想型論」や、デューイの「探究の論理」にも賛成することはできない。

ただ、以上に見てきた限りでも、われわれはカウフマンの一種独特な「経験主義的方法論」のうちに、C・メンガー以来のオーストリア学派の方法論的伝統と考えられる「理論経済学の精密化」が次のような二つの新しい方向に変容されていることを知りうる。すなわち、第一に、ウェーバー流の社会科学方法論にもとづくいわゆる「理解的方法」の採用、又第二に、デューイ論理学にもとづく、研究過程の「論理的基礎づけ」という方向がそれである。

したがって近代経済学の方法論的基礎を研究するための一步として、われわれが吟味した後期オーストリア学派の方法論的特質を一そうあきらかにするために果さねばならない次の課題は、さしあたり、ウェーバーの社会科学方法論、デューイの科学方法論「論理学」の経済理論への適用結果の吟味、検討であろう。(了) 一九五六年三月

- (1) Felix Kaufmann: *Methodology of the Social Sciences*, New York, 1944.
- (2) Cf. A. R. Sweezy: *The Interpretation of Subjective Value Theory in the Writings of the Austrian Economists* (Review of Economic Studies, 1934).
- G. Haberler: *Der Sinn der Indexzahlen*, 1927, S. 71.
- (3) J. Schumpeter: *History of Economic Analysis*, New York, 1954, p. 814, n. 11.
- (4) A. Anohn: *Objekt und Grundbegriffe der theoretischen Nationalökonomie*, 2. Aufl., Lpz u. Wien, 1927, SS. 153-4.
- (5) J. Joergensen: *The Development of Logical Empiricism* (International Encyclopedia of Unified Science, Vol. II, No. 9), pp. 98-94.

- (6) F. Kaufmann: Logik und Rechtswissenschaft, Tübingen, 1922.
- (7) Derserbe: Methodenlehre der Sozialwissenschaften, Wien 1936.
- (8) Vgl. E. Husserl; Formale und transzendente Logik, Halle, 1929.
- (9) J. Dewey: Logic—The theory of inquiry, New York, 1938, p. 257.
- (10) J. Dewey, op. cit. p. 271.
- (11) ibid., p. 272.
- (12) これに関連して、カウマンは、H・ベルナルデリに反対して、経済理論には「総合的命題ア・プリオリ」(synthetic proposition a priori) が存在しえなうという。
Cf. H. Bernardelli: What has Philosophy to Contribute to the Social Sciences, and to Economics in Particular? Economica, Nov. 1936) p. 443 f.
F. Kaufmann: Do Synthetic Propositions a priori Exist in Economics? — A Reply to Dr. Bernardelli — (Economica Aug. 1937) p. 339 f.
- (13) H. Reichenbach: The Rise of Scientific Philosophy, California 1951, p. 38.
- (14) 植田清次編著「論理実証主義」昭和十九年、中六—中七—の二。
- (15) A. Einstein: Geometrie und Erfahrung, Berlin 1921, SS. 3-4.
- (16) R. Carnap: Logical Syntax of Language, London & New York, 1937, pp. 48-49, 284-312.
- (17) J. Dewey, op. cit. p. 354.
- (18) ibid., p. 355.
- (19) Cf. Carnap: Testability and Meaning, Philosophy of Science, Vol. III.
- (20) J. Dewey, op. cit. p. 9.
- (21) do: Essays in Experimental Logic, 1916, p. 63.
- (22) Fritz Sander: Othmar Spann's "Ueberwindung" der individualistischen Gesellschaftsauffassung (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. LIII 1925) S. 28 ["Ueberwindung"]
- (23) F. Sander, a. a. O. SS 48-44.

- (24) derserbe: Der Gegenstand der reinen Gesellschaftslehre (Archiv f. Sw. u. Sp., Bd. LIV, 1925) S. 334.
- (25) derserbe ["Ueberwindung"], S. 70.
- (26) F. Kaufmann: Methodenlehre u. s. w. S. 227.
- (27) Max Weber: Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 19. 1904) S. 64.
- (28) a. a. O. SS. 77-78, 81-82.
- (29) 「一般に生産費は生産量の陽函数であつて生産商品価格の陽函数ではないのであるが、 D [需要量] と p とは $D = F(p)$ なる關係によつて結ばれて居る故に、複雑函数 $pF(p) - \phi(D)$ [カウフマンの例では $pF(p) - C(p)$] は単一なる変数 p の陰函数であると考えることが出来る」。(クールノー「富の理論の数学的原理に関する研究」中山訳、岩波文庫八八一八九ページ)
- (30) Vgl. O. Morgenstern: Vollkommene Voraussicht und Wirtschaftliches Gleichgewicht (Zeitschrift für Nationalökonomie, Bd. VI, 1935)
- (31) L. v. Mises: Grundprobleme der Nationalökonomie Jena, 1933, S. 22.
- (32) 早川三代治、「純粹経済学序論」昭和五年、三ページ。
- (33) B. Russell: An Inquiry into Meaning and Truth, New York 1940, p. 362.
- (34) M. Weber, a. a. O. S. 41.
- (35) E. Nagel: Principles of the Theory of Probability (International Encyclopedia of Unified Science, Vol. I. No. 6,) p. 52.
- (36) ウェーバー著「ロッシヤーとクモース」松井訳、未来社刊、五八、七四ページ。
- (37) 出口勇藏「マックス・ウェーバーの経済学方法論」(経済学説全集⑥河出書房) 一〇六ページ。
- (38) M. Weber: Die protestantische Ethik und der "Geist" des Kapitalismus I, II. (Archiv für Sw. u. Sp., Bd. 20 S. 11, Bd. 21 S. 4)